

## 【学校生活のきまり】

学校は多様な個人が、「人格の完成」（教育基本法）をめざして学業を中心に集団生活を営む公共の空間です。一人一人は自由な個人ですが、高校生のみなさんは成長の途上にあります。学校はみなさんの豊かな成長を保障するためにも、平穏で規律のある安全で安心な空間である必要があります。そうした観点から、学校では学校生活のきまりを定めています。生徒のみなさんは、きまりの意味を理解し、遵守して充実した高校生活をくってください。

### 1. 平日の日課表

登校時間 8:00 以降

8:35	予鈴
8:40～ 9:30	第 1 時限授業
9:40～ 10:30	第 2 時限授業
10:40～ 11:30	第 3 時限授業
11:40～ 12:30	第 4 時限授業
13:15	予鈴
13:20～ 14:10	第 5 時限授業
14:20～ 15:10	第 6 時限授業
15:20～ 16:10	第 7 時限授業

### 2. 遅刻・欠席・早退について

- (1) 学校に遅刻しないよう、時間に余裕をもって登校すること。教室には 5 分前に入っておくこと。遅刻した場合は、必ず授業に入る前に職員室で入室許可証を発行してもらうこと。
- (2) 学校を欠席する場合、または遅刻しそうな場合は必ず保護者に学校にその旨を連絡してもらうこと。連絡は電話・グーグルフォーム・生徒手帳（諸届・許可欄）
- (3) 授業終了までは、無断で校外に出ないこと。病気等のやむ得ない理由で早退する場合は、必ずホームルーム担任に届け出て、職員室で早退届をもらうこと。

### 3. 自習時間について

自習時間は自習担当の先生の指示に従い、教室内で静かに学習すること。

### 4. 下校時刻について

下校時刻は、年間を通して、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 17 時

(上記の時刻には、必ず校門を出ていること。)

※考査期間中については、15 時とする。

### 5. 昼食について

食事は、昼食休憩時にとること。

### 6. 服装・身だしなみについて

#### (1) 本校指定の制服（春・秋・冬）

##### ① プレザー

式典等の際は必ず着用すること。

##### ② スラックス・スカート

スラックスをずらして履いたり、裾を折ったりしないこと。

スカート丈は膝頭が隠れる長さとし、ずらして履いたり、短く折ったり、裾を上たりしないこと。

##### ③ カッターシャツ

式典等の際は、ブルー無地のカッターシャツを必ず着用すること。式典以外で 3 種類のオプションカッターシャツの着用は自由とする。

##### ④ ネクタイ・リボン

式典等の際は青のネクタイ・リボンを必ず着用すること。

式典以外では着用は自由とし、オプションのネクタイ・リボン着用してもよい。

ネクタイ・リボンを着する際は、カッターシャツの第一ボタンで留め、ネクタイ・リボンを第一ボタン下にずらして着用しないこと。

- (2) 夏季の服装  
着用期間の定めはない。夏季の式典時はブレザーならびにネクタイ・リボンの着用はなくてもよい。
- (3) ベスト・セーター・カーディガン  
指定のベスト・セーター・カーディガン（それぞれ紺と白の2色）の着用は自由とする。

※制服全般の注意

- ①指定されたもの以外の着用は禁止する。
- ②全ての制服において、変形することを禁止する。
- ③教室・ロッカーなどに制服を置いて帰らないこと
- ④全てのものに記名すること

- (4) 防寒着・防寒具  
寒い時期はジャンパー・コート・手袋・マフラーの着用ができる。  
ただし、ジャンパー・コートを着用する場合は、必ずブレザーの上に着用すること。  
ジャンパー・コートの型や色・柄は派手でないものであること。  
防寒具（手袋・マフラー）の校内での着用は許可された場合を除いてできない。

(5) 履物

- ①登校時の履物は、革靴または運動靴とし、サンダル類を履いて登校しないこと。
- ②上履きは本校指定（学年色）のものとし、必ず記名すること。

(6) 頭髪

- ①頭髪は生来の状態を保つこと。パーマ（ネット）、染髪、脱色、過度な刈り上げ・過度な巻き髪等は禁止する。
- ②学校内での電気器具等を用いた整髪行為は禁止する。
- ③式典での巻き髪も禁止する。

(7) 化粧・装飾品

化粧・装飾品（ネックレス・イヤリング・ピアス・指輪等）については学校生活において不要であり、禁止する。

(8) 旅行・アルバイト等について

- ①生徒旅客割引証（学割）を必要とする旅行等は学校休業日に限る。  
割引証が必要な場合は、ホームルーム担任に「交付願」（所定用紙）を提出すること。
- ②アルバイト（就労）は原則として禁止とする。  
やむを得ず就労する場合は、ホームルーム担任に「アルバイト届」を提出すること。  
なお、学業に支障のないようにすること。
- ③①または②を行う場合は、必ず保護者の了解を得ておくこと。

(10) 金品の紛失・拾得について

金品を紛失し、または拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届け出ること。多額の金銭、貴重品は学校に持ってないこと。必要があって持ってきたときは下足ロッカーに保管して施錠するなど十分に注意すること。制服や教科書他自身の持ち物には記名し、できるだけ身辺において紛失することのないよう心がけること。

(11) 個人ロッカーについて

個人ロッカーは学校の備品を貸与しているもので、汚したり壊したりしないよう大切に扱うこと。また、必ず施錠すること。

(12) 自転車通学等について

自転車通学を希望する者は、学校に許可申請を行うこと。  
詳細は ページを参照すること。

(13) 禁止事項・懲戒指導

下記に掲げる行為は厳禁する。違反した場合は懲戒指導の対象とする。

- ①暴力（暴言）・窃盗・脅迫・いじめ・誹謗中傷等の不法行為
- ②喫煙（喫煙具並びにポケットシーシャ所持をふくむ）・違法薬物の使用または所持・飲酒行為
- ③定期考査他成績にかかわる不正行為
- ④著しい指導不服従
- ⑤故意による器物損壊
- ⑥府条例その他法令により禁止されている場所への出入り。
- ⑦バイク・ミニバイク・電動モビリティ（キックボード）・自動車による通学。

- ⑧その他公序良俗に反する行為、他者の権利を侵害し損害を与えるなどの不法行為。
- (14) 建物・器物等の汚損について  
建物・器物等の共同使用物は、特に注意して大切に取り扱い、汚損または破損しないこと。万一、故意または過失によって汚損または破損した場合は、弁償させることがある。
- (15) 怠学について  
生徒の本分である学業に努めること。怠学を繰り返す場合は懲戒指導の対象となることがある。
- (16) スマートフォン・携帯電話について  
始業時より終礼終了時まで校内での使用を禁止する。持参した生徒は、必ず下足ロッカーに施錠して保管すること。教室に持ち込むなど違反した場合は、一時預かり指導とする。
- (17) その他留意事項
- ①通学や日常生活では交通法規・交通マナーを順守すること。  
自転車での接触事故等は必ず保護者・学校に連絡し、警察に届けること。
  - ②学業を優先し、規則正しく健康的な生活を送ること。深夜に及ぶ外出や遊興にふけることのないよう日頃から留意すること。

**【自転車通学者に対する注意事項】**

- ① 安全のため、ヘルメットの着用を強く推奨する。また必ず自転車保険に加入すること。
- ② 自転車通学の許可を受けた者は、許可ステッカーを自転車後輪の泥よけにはること
- ③ 許可の期間は卒業までとする。
- ④ 自転車の保管については自らその責任を負うものとする。
- ⑤ 交通法規・交通マナーを守り安全運転に十分注意すること。  
・スマホを使用しながらの運転 ・イヤホンで音楽を聴きながらの運転  
・二人乗り ・並走 ・車道の右側走行 ・傘さし運転  
その他法令により禁止・規制されている運転はしないこと
- ⑥ 自転車のブレーキハンドル・ライト等は常に整備に努めること。
- ⑦ 雨天時は必ずレインコートを使用すること。
- ⑧ ステッカーの破損・紛失のときは、生徒指導部に届け出て、再交付をうけること。
- ⑨ 自転車通学の必要がなくなった場合は、担任および生徒指導部に届けること。
- ⑩ 以上の注意事項を守らない場合には、許可を取り消すことがある。卒業後はステッカーをはがすこと。

令和6年12月一部改訂